人事異動

内閣

国務大臣　中川　雅治
国家公安委員会委員長小此木八郎帰朝につき
公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　中川　雅治
内閣府特命担当大臣小此木八郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる（以上十月二十一日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（山形簡易裁判所判事・山形家庭裁判所判事補兼山形地方裁判所判事）簡易裁判所判事（判事補）兼簡易裁判所判事補　吉岡あゆみ
判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上十月二十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ザンビア国の独立記念日につき、十月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

庁舎移転

四国運輸局は、現在の二庁舎から、次のとおり単一庁舎へ移転します。

平成二十九年十月二十五日　四国運輸局

一　移転先　香川県高松市サンポート三番三十三号
高松サンポート合同庁舎南館

一　郵便番号　七六〇―〇〇一九

一　電話番号　〇八七―八〇二―六七一五

一　旧住所　四国運輸局（松島庁舎）
香川県高松市松島町一丁目十七番三十三号
高松第二地方合同庁舎

四国運輸局（朝日町庁舎）
香川県高松市朝日新町一番三十号
高松港湾合同庁舎

一　開庁始日業務　四国運輸局（松島庁舎）
平成二十九年十一月二十日
四国運輸局（朝日町庁舎）
平成二十九年十一月二十七日

一　移転年月日　四国運輸局（松島庁舎）
平成二十九年十一月十八日～同月十九日
四国運輸局（朝日町庁舎）
平成二十九年十一月二十五日～同月二十六日

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年 10 月 25 日　厚生労働大臣　加藤　勝信

記

確認された日本工業規格

医療用不織布試験方法	L1912
腎ろう（瘻）又はぼうこうろう（膀胱瘻）カテーテル	T3216
透析用血液回路	T3248
インスリン皮下投与用注射筒	T3253
硬膜外麻酔用カテーテル	T3258
オブチュレータ	T3259
硬膜外針	T3304
神経ブロック針	T3306
せき（脊）髄くも膜下麻酔針	T3308
歯科用回転器具―歯科用マンドレル	T5204
歯周用キュレット―Grタイプ	T5420
歯科用金属材料の試験方法	T6004
歯科鋳造用金合金	T6116
歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	T6118
貴金属含有量が25％以上75％未満の歯科鋳造用合金	T6122
義歯床用長期弾性裏装材	T6520
眼光学機器―基本的要求事項及びその試験方法	T7332

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年 10 月 25 日　厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

確認された日本工業規格

土工機械―安全―第２部：ブルドーザの要求事項	A8340―２
土工機械―安全―第３部：ローダの要求事項	A8340―３
土工機械―安全―第５部：ダンパ（重ダンプトラック及び不整地運搬車）の要求事項	A8340―５
土工機械―遠隔操縦の安全要求事項	A8408
道路工事機械―安全―第２部：路面切削機の要求事項	A8508―２
道路工事機械―安全―第３部：ロードスタビライザの要求事項	A8508―３
道路工事機械―安全―第５部：コンクリートカッタの要求事項	A8508―５
コンクリートミキサ及びコンクリートプラントの安全要求事項	A8613
履帯式建設リサイクル機械―安全―第２部：ドラム式カッタ搭載自走式木材破砕機の要求事項	A8706―２
安全弁―吹出し係数測定方法	B8225
天井クレーン	B8801
クレーン用シーブ	B8807
クレーン鋼構造部分の計算基準	B8821
クレーン―逸走防止装置―第１部：一般	B8828―１
クレーン―逸走防止装置―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B8828―５
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第１部：一般	B8833―１
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第２部：移動式クレーン	B8833―２
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第３部：タワークレーン	B8833―３
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第４部：ジブクレーン	B8833―４
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B8833―５
立体自動倉庫システム―システム設計通則	B8942
機械類の安全性―人体部位が押しつぶされることを回避するための最小すき間	B9711
計測，制御及び試験室用の電気装置―電磁両立性要求事項―第２―６部：個別要求事項―体外診断用医療機器	C1806―２―６